

申請書を記入する際は下記のものをご準備ください

- ・収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)
- ・一時に納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等)
- ・近接した時期に他の機関に申請された場合は、その申請書の写し

1 申請者名等

○申請者

- ・申請者の住所、氏名等を記入し押印します。
- ・法人が申請する場合は、代表者の住所、役職氏名を法人の所在地や名称の下にカッコで記入します。

○納付又は納入すべき税

- ・令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する市税が対象であり、各納期ごとに猶予を希望する年度・税目等を記入します。
なお、申請時期によりまとめて申請することができます。別紙【徴収猶予申請書(特例)の申請可能期間一覧表】を参照し、申請可能な税を記入します。
- ・軽自動車税(種別割)のみ納付書番号または車台番号を記入します。
- ・猶予を希望する期間は、納期限の翌日から最大12月間です。

○新型コロナウイルス感染症等の影響

- ・該当する項目にチェックします。

2 猶予額の計算

近接した時期に他の機関に提出した申請書の(1)～(4)に記入がある場合は、その「申請書の写し」を添付すれば記入の必要はありません。

※(5)の記入は必要です。

(1)収入の減少の状況等

- ・売上帳、給与明細、預金通帳等の収入の減少等の事実があることを証する書類を参考に、当年月及び前年同月の収入および支出を記入します。
記入欄が足りない場合は提出資料を参考に小計欄のみ記入します。
- ・住宅ローン等資産を形成する支出は、返済額の減額について金融機関と相当の交渉をしたというような事実がない限り、記入できません。
- ・『収入減少率』及び『支出平均額』は計算式に従い記入します。
- ・税理士が代理申請する場合は、その者の氏名の記入及び押印を必要とし、「税務代理権限証書」の提出が必要となります。

(2) 当面の運転資金等の状況等

- ・ 計算式に従い記入します。

(3) 現金・預貯金残高

- ・ 預金通帳、現金出納帳等の一時納付・納入が困難であることを証する書類を参考に、申請前日時点での金額を記入します。

(4) 納付可能金額

- ・ 計算式に従い記入します。

(5) 猶予を受けようとする金額

- ・ 計算式に従い記入します。

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

- ・ 希望する場合はチェックします。

このチェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適用されるわけではありませんのでご注意ください。

申請書を提出する際は以下の書類を併せて提出してください。

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類
例: 売上帳、現金出納帳、預金通帳の写しなど
- ・ 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
例: 預金通帳の写し、固定資産税台帳、不動産登記簿謄本など
- ・ 猶予を受けようとする日前の収入および支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
例: 仮決算書(将来見込)、資金繰表(試算表)など
- ・ 近接した時期に他の機関に申請された場合は、その「申請書の写し」及び「許可通知書」

※ これらの書類が提出困難な場合はご相談ください。

感染拡大防止の為、可能な限り郵送での申請をお願いします。

また、ご不明な点等ございましたら下記へお問い合わせください。

【問い合わせ】

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市財務部 納税課
電話: (097)537-5691 (097)537-5692 (097)537-5732
時間: 月曜日から金曜日(祝日は除く) 午前8時30分から午後5時15分

【国民健康保険税に関して】

詳しくは国保年金課へお問い合わせください。

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 大分市市民部 国保年金課
電話: (097)537-5738